

平成24年度

産業界のニーズに対応した
教育改善・充実体制整備事業

Q & A

平成24年6月

文部科学省高等教育局
専門教育課

1. 申請関係

Q 1-1 どのような大学・短期大学が申請できるのか。

A. 平成24年4月1日現在設置されている大学・短期大学（以下「大学等」という。）のグループであれば申請することができます。ただし、

- ① 平成24年4月1日現在学生募集停止中及び平成25年度以降の学生募集停止が決定している大学
 - ② 平成22年度及び23年度に大学改革推進等補助金により補助を受けた事業において補助金の不正使用が行われ、文部科学省より交付決定の取消（一部を含む）を命じられたことのある大学
 - ③ 平成23年度私立大学等経常費補助金において、同補助金取扱要領の規定に基づき、管理運営不適正等のため減額措置を受けている学校法人の設置する大学
- に該当する大学等については、申請することはできません。また、連携校として参画することもできません。

また、本事業は幅広い職業人養成に比重を置く大学の機能別分化に資することを目的としているため、主として研究者の養成に重点を置いている大学について本事業の対象とすることは事業の目的外となります。

Q 1-2 幹事校や連携校の役割を教えて欲しい。

A. 幹事校と各連携校との役割分担については様々な工夫が考えられますが、少なくとも幹事校は、文部科学省と大学グループの各構成大学との連絡窓口として連絡調整に当たっていただきます。例えば、補助金申請の事務的な取りまとめや、受け取った補助金の各大学への資金移動、当初の事業の実態把握のための照会への対応などの事務を担っていただくこととなると考えています。なお、負担軽減のため、特定の連携校を副幹事校等とすることも考えられます。

なお、取組テーマ内の事業を実施する上では、その役割、責任等において幹事校と連携校の違いは特段ないと考えています。

Q 1-3 「国公立大学及び短期大学同士」とあるが、申請する場合、国立、公立、私立の全ての設置形態の大学・短期大学を含めて大学グループを結成しないといけないのか。

A. 全ての設置形態や学校種を必ず含むことは求めません。

Q 1-4 大学グループを形成するためには、指定された地域内の全ての都道府県から必ず1大学以上が参加していなければならないのか。

A. 地域の産業界のニーズに対応するという事業の性格上、地域内の全ての都道府県からの参加が望ましいですが、必ずしも指定された地域内の全ての都道府県から必ず1大学

以上の参加を求めるものではありません。

Q 1-5 公募要領で指定された地域の外にある大学をグループに入れることは可能か。

A. 公募要領2(2)記述のとおり、社会的・経済的に隣接地域との繋がりがより強い大学等については、その大学等の所在する地域ではなく、隣接する地域のグループに参加することも可能です。

Q 1-6 学部やキャンパスが複数の地域に分かれている大学が、それぞれの地域の取組に参加することは可能か。

A. 公募要領2(2)に記述のとおり、1大学が参加できる事業は1グループのみです。なお、他地域の大学グループの同意があれば、本補助金の対象外でその地域の事業に参加することは可能とします。ただし、その場合であっても、補助事業に申請している地域の取組に不都合が生じないようにしてください。

Q 1-7 申請する事業は、実施にあたり産業界等と連携することが必須か。

A. 必須です。

Q 1-8 本事業における「産業界等」とは、どのような組織を想定しているのか。

A. 大学グループの存在する地域の経済団体、企業、職業関係団体、自治体等で、産学協同の地域連携会議で産業界の人材ニーズについて具体的に大学側と意見交換や評価ができるような組織等を想定しています。

Q 1-9 大学グループの存在する地域に支部や支店等があり、現在はそれらを通じて取組に対して参加や意見交換を行う環境にあるが、本事業では、本部や本社が他地域(例:東京)にある場合は、東京の本部や本社と連携しなければならないのか。

A. 連携先は本部や本社にこだわりません。

Q 1-10 来年度改組を予定している学部等が連携取組に参加することは可能か。

A. 平成24年4月1日現在設置されている学部等における連携取組の内容としてください。なお、改組等が予定されている場合は、可能な限り年次計画に含めて記載してください。

Q 1-11 既に複数大学間での連携実績がある連携取組は申請可能か。

A. 既に連携実績がある連携取組の申請は不可能です。ただし、これまでの連携実績をもとにして新たな取り組みをされる場合は申請可能です。

Q 1-12 国公私を通じた大学教育改革支援プログラム等で選定され、取組期間が終了した取組や、現在実施している取組と同一の取組を申請することは可能か。

A. 現在実施している取組と同一の連携取組を申請することはできません。ただし、本事業の趣旨・目的を踏まえ、従前の取組内容を発展・充実させた新たな取組を申請することは差し支えありません。

Q 1-13 連携取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合、どのように取り扱えばよいのか。

A. 他の補助金等による経費措置との重複は認められませんので、他の経費措置を受けて行っている事業との区分などを十分整理した上で、事業内容及び取組にかかる経費の資金計画を作成してください。

2. 取組内容

Q 2-1 公募要領に例示されている取組テーマを全て行う必要があるのか。

A. 公募要領に示した取組テーマは例示ですので、全て行う必要はありません。

Q 2-2 公募要領に例示されている取組テーマ以外のテーマを設定することは可能か。

A. 可能です。

Q 2-3 連携する大学等は全て、設定した取組テーマ全部を実施する必要があるのか。

A. 設定した取組テーマ全部に参加しない大学等があっても差し支えありません。ただし、参加大学は一つ以上のテーマに必ず参加する必要があります。

Q 2-4 補助期間終了後も連携取組を行う必要があるのか。

A. 補助期間終了後も産業協働のための連携会議をはじめ、各種取組について積極的な事業展開を行う計画があるかは採択の際の評価の基準となります。

Q 2 - 5 申請時に連携していない大学等や産業界等は、今後、本事業に参画することはできないのか。

A. 本事業の趣旨・目的を実現するために、十分検討したうえ、新たな大学等と連携することが望ましいと、幹事校及び連携校が判断した場合は、文部科学省に相談してください。ただし、原則として、選定後に新たに追加した連携校に対して本補助金を配分することはできません。なお、産業界等については、地域ニーズ等を踏まえ、新たに連携することは差し支えありません。

3. 審査

Q 3 - 1 選定件数は何件程度か。

A. 9件程度を予定しています。

Q 3 - 2 面接審査は全ての申請に対して実施されるのか。

A. 面接審査の必要性は、申請内容等により選定委員会により決定されますので、必ずしも全ての大学等が対象となるわけではありません。

Q 3 - 3 「面接審査実施要領」はいつ頃公表されるのか。

A. 面接審査の対象校に対し、面接審査の案内と共に送付させていただくことを予定しています。

Q 3 - 4 「大学として自律的に事業の運営がなされておらず事業終了後の継続的な実施が充分認められない場合」とあるが、これは具体的にどのような場合を想定しているか。

A. 例えば、その大学における取組の大部分が、外部委託等により実施されており、かつ、取組成果が大学の教育内容の改善・充実に効果的に反映されるような体制となっていない状態等により、支援期間終了後、大学が自律的に取り組んでいくことが見込めない等の場合を想定しています。

4. 申請書等関係

Q 4 - 1 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A. 結構です。

Q 4 - 2 申請書のページ番号は、様式毎に1ページから振るのか。

A. ページ番号は、様式1を1ページ目として通しで付けてください。なお、申請書は全て両面印刷としてください。

Q 4 - 3 申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。

A. 可能です。

Q 4 - 4 申請書を提出する際に連携する大学等間の協定書や、産業界等との承諾書や協定書の添付は必要か。

A. 大学等間の協定書につきましては、採択後に幹事校に対して提出を求めるものとしております。

Q 4 - 5 (様式2)及び(様式3)の1行あたりの文字数や1ページあたりの行数に制限はあるのか。また、これ以外に本文中に図表を組み入れた場合、図表に含まれる文字の大きさに制限はあるのか。

A. 制限はありませんが、申請者の意図が伝わるように読みやすい文字の大きさや構成となるよう心掛けてください。

Q 4 - 6 (様式4)の「(1)平成24年度の申請経費」はどのように記載したらよいか。

A. (様式2(7))に係る経費のうち、平成24年度に取組を実施するために必要な経費について記載してください。また、補助事業として開始できるのは、選定日ではなく、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成24年度の経費の積算は平成24年10月以降(概ね6ヶ月)に必要となる経費を計上してください。作成の際は、連携校の経費内容が分かるように留意してください。また、(2)平成25年度の申請予定経費については25年4月以降(1年間)に必要となる経費を記載してください。

なお、記入に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領及び本Q&A(Q5-1)等を参照し、各経費の留意点、使用できない経費等をきちんと把握した上で、経費の計上を行ってください。

Q 4 - 7 (様式4)の「(1)平成24年度の申請経費」の「補助金額」や「自己負担額」はどのように記載するのか。

A. 大学グループ内の各大学の内訳において、事業に係る経費が1校あたりの補助金上限額を上回る場合は、補助金額(a)欄に記載する金額は申請大学の補助金上限額の合計と同額とし、それを超えた部分の金額を自己負担額(b)欄に記載してください。申請額が申請大学の補助金上限額の合計以内である場合は、申請額と補助金額は同額とし、自己負担額(b)は「0千円」と記載してください。

次に、各大学の内訳における補助金額(a)欄の合計を補助金額欄①に、自己負担額(b)

の合計を自己負担額②欄に記載してください。

Q 4 - 8 選定された場合、（様式 4）で記載した内容で補助金が交付されるのか。

A. 選定された場合は、別途、補助金の交付申請書を提出することになります。その際、審査状況や事業内容を踏まえ、調整を行いますので、申請書に記載した経費で補助金を交付するものではありません。また、大学改革推進等補助金取扱要領等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

Q 4 - 9 （様式 5）「（1）大学・短期大学の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか（別紙に記入することは可能か）。

A. （様式 5）はページ制限がありませんので、本様式に記入してください。別紙にまとめて記入することはできません。

Q 4 - 10 （様式 5）「（1）大学・短期大学の規模」について、大学院や別科・専攻科は記入する必要があるか。

A. 記入は不要です。

Q 4 - 11 （様式 5）「（1）大学・短期大学の規模」について、教育センター等は全てのセンター等について記載するのか。

A. それぞれの大学において大学の組織として位置付けられているもので、本事業の取組内容に関係するものについてのみ記載してください。

Q 4 - 12 （様式 7）で、取組担当者は 1 名のみ記載すべきか。

A. 主となって取組を担当する方（責任者）を 1 名記入してください。

Q 4 - 13 （様式 7）の取組担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。

A. 取組担当者は、申請する取組を実施する責任者となりますので当該校の教職員に限ります。

Q 4 - 14 （様式 7）の事務担当者欄には、連携する産業界等の職員の名前を記載することは可能か。

A. できません。事務担当者は、大学等の教職員に限ります。なお、記載内容の疑義等がある場合は、連携校の事務担当者（又は取組担当者）に直接問い合わせを行う場合があります。

Q 4-15 (様式7) で、取組担当者や事務担当者のe-mailアドレスは、私用のe-mailアドレスやフリーメールのアドレスでも構わないか。

A. 文部科学省からの事務連絡に用いる場合もあることから、確実に担当者に連絡できる大学等におけるe-mailアドレス、原則として担当部署の共有アドレスを記入してください。

Q 4-16 (様式7) で、取組担当者が非常勤の教職員でも構わないか。

A. 取組担当者は大学間連携の代表者となりますので、取組に責任を有する常勤の教職員である必要があります。

5. 補助金関係

Q 5-1 大学改革推進等補助金は、どのような経費に使用できるのか。

A. 経費の使途として、物品費、旅費、人件費・謝金、その他(光熱水料金等)に使用することができます。施設整備費や学生に対する直接的な経費(奨学金など)などには使用することはできません。

補助金の内容等については、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領及び同補助金Q&A等を参照してください。なお、当該要綱等については今年度変更を行っておりますのでご注意ください。

ただし、上記交付要綱・取扱要領に該当する経費であっても、本事業の趣旨に鑑み、以下に関係する経費につきましては補助の対象外とさせていただきます。

- ① 大学グループ内の大学等が単独かつ独自で実施する取組に係る経費のうち、事業との関連が認められないもの
- ② 特定の資格の取得や検定試験対策を目的とした取組に係る経費
- ③ 学生に対する直接的な就職支援を行うための経費
- ④ 大学生以外の学生(大学院生、高校生等)が直接の受益者となる取組に係る経費
- ⑤ 新たに取組を開始することを目的とした、設備・装置の購入に係る経費

Q 5-2 幹事校と連携校で上限額に差があるが、差額はどのような経費として用いるのか。

A. 産学協働のための連携会議に必要な経費、大学グループに所属する大学同士の連絡会議の開催に必要な経費、取組全体に関するシンポジウム開催に必要な経費、大学グループ運営のための事務体制強化のための事務員の雇用経費等、グループ全体を管理・運営するために必要な経費を想定しています。

Q5-3 大学グループ内において、ある連携校の事業費が上限額の1,200万円を下回った場合、その差額を事業費が取組上限額を超えている他の連携校に融通することは可能か。

A. 差額を他の連携校の事業費へ融通することはできません。

Q5-4 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

A. 補助金の経費執行に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行が発覚した場合は、厳格に対処することになります。

また、いわゆる「丸投げ」といった状態がないかどうかの観点から、補助金の使途や契約の相手方等への実態調査を行うことや、調査結果を公表することがあります。

6. 公表等

Q6-1 申請状況や選定状況は公表されるのか。

A. 申請締切後速やかに、申請した大学等名（連携校含む。）、取組名称などを申請状況として公表します。また、選定後は、選定された取組について、連携取組の概要を含めて公表する予定です。

Q6-2 選定後、大学等はどのような情報を発信する必要があるのか。

A. 選定後速やかに、参加大学において選定取組の内容、経過、成果等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に学内外に対して情報発信することが必要です。

7. その他

Q7-1 事前に個別相談を行うことは可能か。

A. 事前に個別相談を行うことは可能ですので、担当までお問い合わせください。なお、個別相談は、事前審査を行うものではありません。